

# 和光キッズクラブ

◆「和光キッズクラブ」は、心豊かでたくましい子どもを育てるために国が推進している「放課後子ども教室」の活動です。学校管理下の活動ではなく、地域教育振興課「放課後子ども教室」事業における育成諸団体の管理下の活動として位置づけています。

◆活動中のケガ等には市民活動保険が適用されますが、子どもの参加は基本保護者の責任の下で行うことになっています。なお、宿泊を伴うコミュニティー合宿には市民活動保険は適用されませんので、別途レクリエーション保険に加入します。

◆放課後や休日に学校や公民館などの公共施設を利用して、学校・保護者が協働し、子どもの健全育成に関心を持つ地域の教育力の支援を得て、運動や文化活動の他、年間通して様々なスペシャルイベントを繰り広げています。毎月実行委員会を開催して、子どもの健全育成に関わる諸団体及び各地区から代表が出て、活動内容とスペシャルイベントの企画を練っています。

◆地域ぐるみの多彩な活動に対し、「和光キッズクラブ」は、平成21年1月【第1回文部科学省表彰】を受賞しました。



## 和光キッズクラブ規約

- 1 本会は「和光キッズクラブ」実行委員会と称し、和光小学校内に置く。
- 2 本会は以下の主旨を基本にして「和光キッズクラブ」の活動を円滑に推進し、子どもたちの健全育成を図る。
  - (1) 子どもたちが安心して集える活動の場の提供。
  - (2) 異年齢間の子ども・障がいを持つ子どもたちとともに、仲間作りのできる遊び場をつくる。
  - (3) 大人が子どもを見守り、伝承遊びや文化活動のできる場とする。
  - (4) 地域3世代交流を図る場とする。
  - (5) 地域の関係諸団体と連携を取り、子どもの生活を豊かに広げる。
- 3 実行委員会は「和光キッズクラブ」の活動を円滑に推進するため次の事項を行う。
  - (1) 活動計画の企画・立案
  - (2) 指導者の選任
  - (3) 活動の指導・運営
  - (4) その他の必要な事項
- 4 実行委員会は、学校・PTA・その他地域青少年健全育成に関わる諸団体の代表有志によって構成する。
- 5 実行委員会に次の役員を置く。役員は委員の互選によって選出し、任期は1年とする。ただし再任は妨げない。事務局を学校に置く。
  - (1) 委員長1人
  - (2) 副委員長1人
  - (3) 事務局：書記1人会計1人
  - (4) 会計監査：学校外より2人
- 6 実行委員会は、委員長が招集し、必要に応じて開催することができる。
- 7 この要項は、平成17年8月1日から施行する。(一部改正20/5/20)

# スポーツ活動

- なわとびクラブ
- グランドゴルフ
- 学童遊ぼうクラブ
- ミニバスケット
- 校庭開放



# 文化活動

- 手作り遊びの会
- 新町お話し会
- 城内町・高柳映画会
- 将棋クラブ
- 西町仲よしクラブ





# 寺子屋教室

- 橋町ぐりの寺子屋
- 東町かんかん教室
- そろばんパチパチ教室



## ヤゴ救出大作戦 6月

## 和光連踊り子隊 7月・8月





# サマースペシャル 8月

- 味わいメニュー(流しそうめん/カレー調理)
- 防災訓練(炊き出し/心肺蘇生法/消火訓練)
- 見守り隊感謝会(肩もみ/音読/プレゼント)



# コミュニティー合宿 8月

- 公民館合宿と朝食づくり
- ぞうきん縫いと公民館そうじ
- 学校でラジオ体操と朝の学習







# WAKOlympic 11月

- 1分間豆つかみ皿移し競争
- 1分間なわとび早跳び競争
- スリッパ飛ばし競争 ■ ドリブル競争
- ぞうきんがけ競争 ■ シャトルコック投げ



# クリスマススペシャル 12月

- ラーメン／焼きいも／ポップコーン
- 手作り工作／クリスマスリース作り
- 夜の校舎きもだめしスタンプラリー



自治会長さんがサンタさん

# もちつき大会 2月

- きなこもち
- ぞう煮
- ぜんざい

